

# \* 私たちの提言 \*

## 化学物質全般について

- ① 予防原則・代替原則・情報提供の原則を基本原則として法律に明記すること
- ② 全ての化学物質(既存物質を含む)について、一定の年限までに、分解性・蓄積性・毒性などの審査を受けることを製造者に義務づけること
- ③ 化学物質のライフサイクルを通じた生産者の責任を明確にするとともに、その管理システムを整備すること
- ④ 難分解性・高蓄積性物質については、毒性にかかわりなく、製造使用を原則的に禁止すること
- ⑤ 難分解性でない物質に対する規制のための枠組みを導入すること
- ⑥ 子どもや高感受性群に配慮した基準の設定や使用規制を導入すること
- ⑦ GHSに従った表示制度を導入すること
- ⑧ 製品に含まれる物質の全成分を消費者に開示するとともに、MSDSの消費者への交付を義務づけること
- ⑨ 有害化学物質を含有する廃棄物の回収、リサイクル、適正処理を生産者の責任とし、そのための回収システムを整備すること